

# 港区から事業者様へのお願い

区は、家庭ごみを処理する義務があり、家庭ごみの処理に支障がない場合にのみ事業系ごみの処理を行っています。近年、集合住宅の建設による人口の増加に伴い、事業系ごみの収集が困難な状況になっています。

事業者の皆様には、民間のごみ処理業者との契約をお願い致します。

## 区で収集を行っている事業系ごみの出し方

ごみ袋の縁をしばった状態で、容量(中身の量)に見合った処理券を貼ってください。

可燃ごみ

例) 45ℓ容器を使用の場合、  
半分より少なめの場合は20ℓ



プラスチック

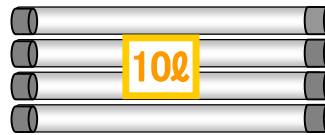


不燃ごみ

袋の縁を縛った状態で  
容量に見合った処理券  
を貼付してください。



蛍光灯は、4本につき10ℓの  
処理券を貼付してください。  
※破裂や飛散防止の為、購  
入時の袋などに入れて出  
してください。

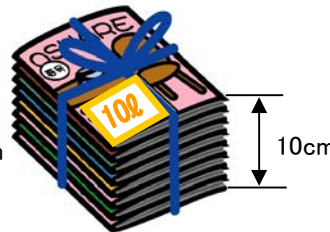
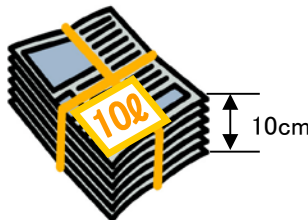


一斗缶は、中身を  
必ず空にして、1個  
につき10ℓの処理  
券を貼付してくだ  
さい。



資源

新聞、雑誌は、高さ10cmにつき  
10ℓの処理券を貼付してください。  
※高さ45cmの場合は、45ℓです。



ダンボールは、2枚に  
つき10ℓの処理券を



資源で出せる缶・びんは、飲料用・食用のものに限ります。

缶・びん・PETボトルは、  
それぞれ別々の袋に  
分け、容量に見合った  
処理券を貼付してくだ

